

証明書コンビニ交付サービスの拡充について

証明書コンビニ交付サービスで、新たに「戸籍の附票の写し」を取得できるようになります。

1. 期日

令和8年1月5日から

2. 対象者

本籍、住民票が共に浜松市にあり、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方

※他市に本籍がある場合、本籍地自治体が対応していれば、証明書コンビニ交付サービスで戸籍の附票の写しや戸籍証明書を取得することができます。

3. 手数料

200円（窓口では350円）

4. その他

令和8年1月5日以降、証明書コンビニ交付サービスで取得できる証明書

証明書の種類	手数料 ※（）内は窓口手数料	利用可能時間
住民票の写し	200円（350円）	午前6時30分から 午後11時まで
印鑑登録証明書	200円（350円）	
戸籍の附票の写し	200円（350円）	午前7時から 午後9時まで
戸籍全部事項証明書 戸籍個人事項証明書	300円（450円）	
市民税・県民税所得証明書	200円（350円）	午前6時30分から 午後11時まで
市民税・県民税課税証明書	200円（350円）	

戸籍の附票とは

住所の履歴を証明する書類で、その戸籍が作られてから（またはその戸籍に記載されてから）現在までの住所を記録し、本籍地で管理する。証明書コンビニ交付サービスで取得できるのは、現在戸籍の附票のみ。